

# 現場説明書

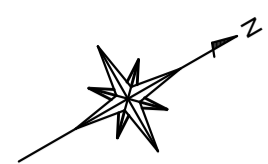
## 1 工事概要 設計書総括表のとおり

- (工事名) 事務局庁舎電気設備更新工事
- (工事箇所) 東金市家徳361番地8
- (工事期間) 契約日の翌日から令和 5年 2月10日まで

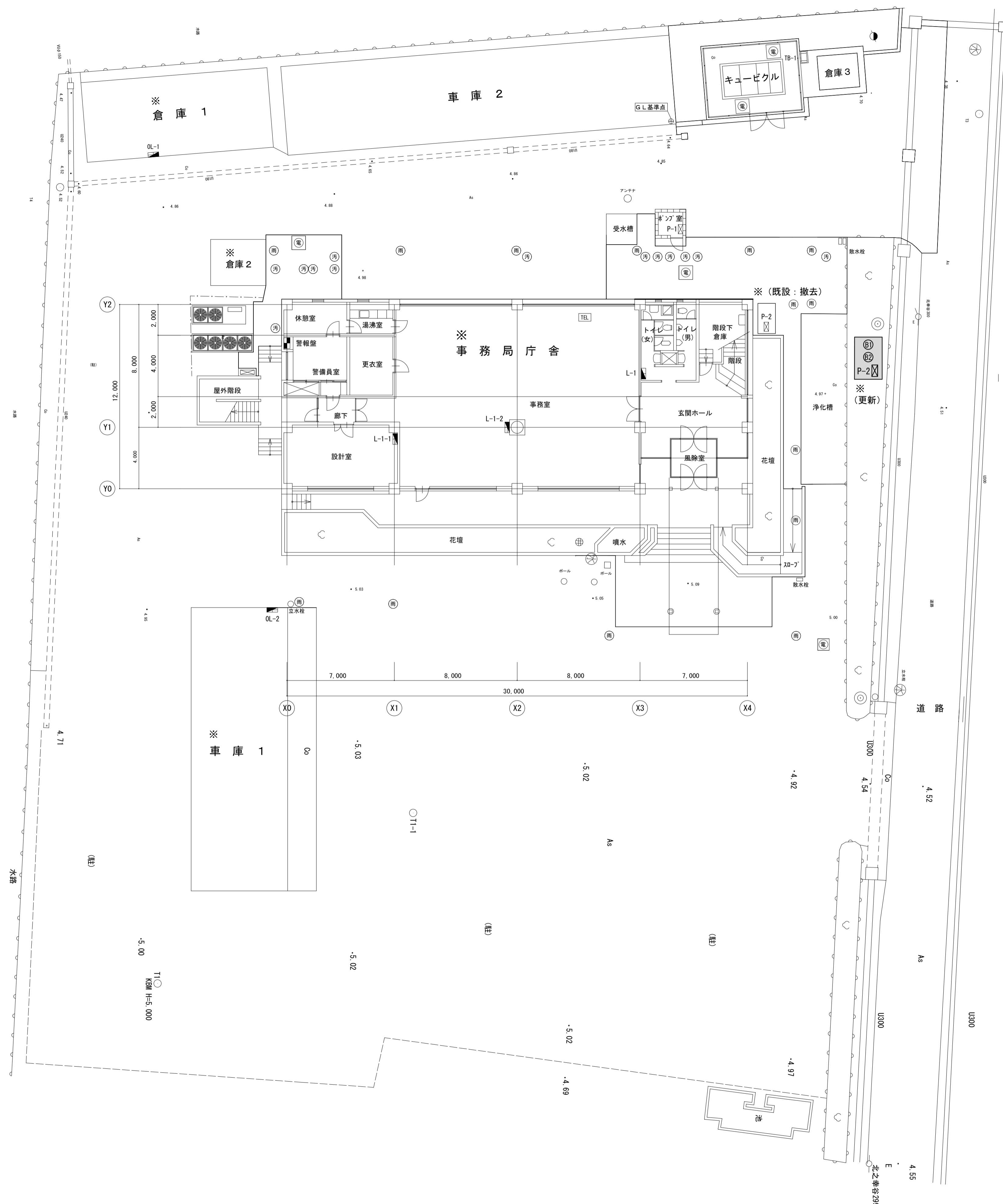
## 2 説明事項

- (1) 工期を厳守すること。
- (2) 工事場所である事務局庁舎は山武郡市広域水道企業団の中枢部であり事務所を兼ねていることから、出入りに関し連絡を密にして監督員の指示に従うこと。特に夜間・祝祭日及び休日には、委託により警備員を常駐させているので、入・出場の際には連絡すること。
- (3) 工事は原則として、平日の8時30分から17時15分までとする。  
ただし、施工面及び工程面を考慮し、やむを得ない場合は事前に監督員の許可を得て実施すること。
- (4) 無関係な場所への出入りを禁止する。特に必要な場合は監督員へ連絡すると共にその指示に従うこと。
- (5) 庁舎施設は原則として、使用しないこと。  
ただし、監督員の許可を得た場合にはこの限りでない。  
(工事用電源、工事用水等)
- (6) 仮設現場事務所については、監督員の許可を得て敷地内に設置すること。  
また、仮設トイレ等も同様とする。
- (7) 工事施工中に庁舎施設に損傷を与えた場合には、監督員に連絡し指示を受けること。
- (8) 事務局庁舎が営業中であることを考慮した実施計画を立てると共に、不特定多数の人の往来もあることから、現場では常に整理整頓に心がけ衛生面に配慮し常に清潔に保つこと。
- (9) 現地確認を十分に行い、既設を含む現地状況を全て把握し、工事がスムーズに行えるようにすること。
- (10) 工事の概略は設計図書に従うが、詳細な点については打合せにより決定する。
- (11) 承認図（施工図含む）を提出し承認を受けた後、工事に着手すること。
- (12) 本工事施工中及び完了後に障害が発生した場合は、監督員と協議を行い受注者の負担により、原因の究明と対策を施すこと。
- (13) その他
  - ・ 完成図書（使用材料等伝票類、品質・規格証明書、設計数量調書（精算設計計用資料）、完成図（DVD データ含む）工事写真等及び監督員の指示によるもの）の提出は、完成期限の2週間前までに提出するものとする。

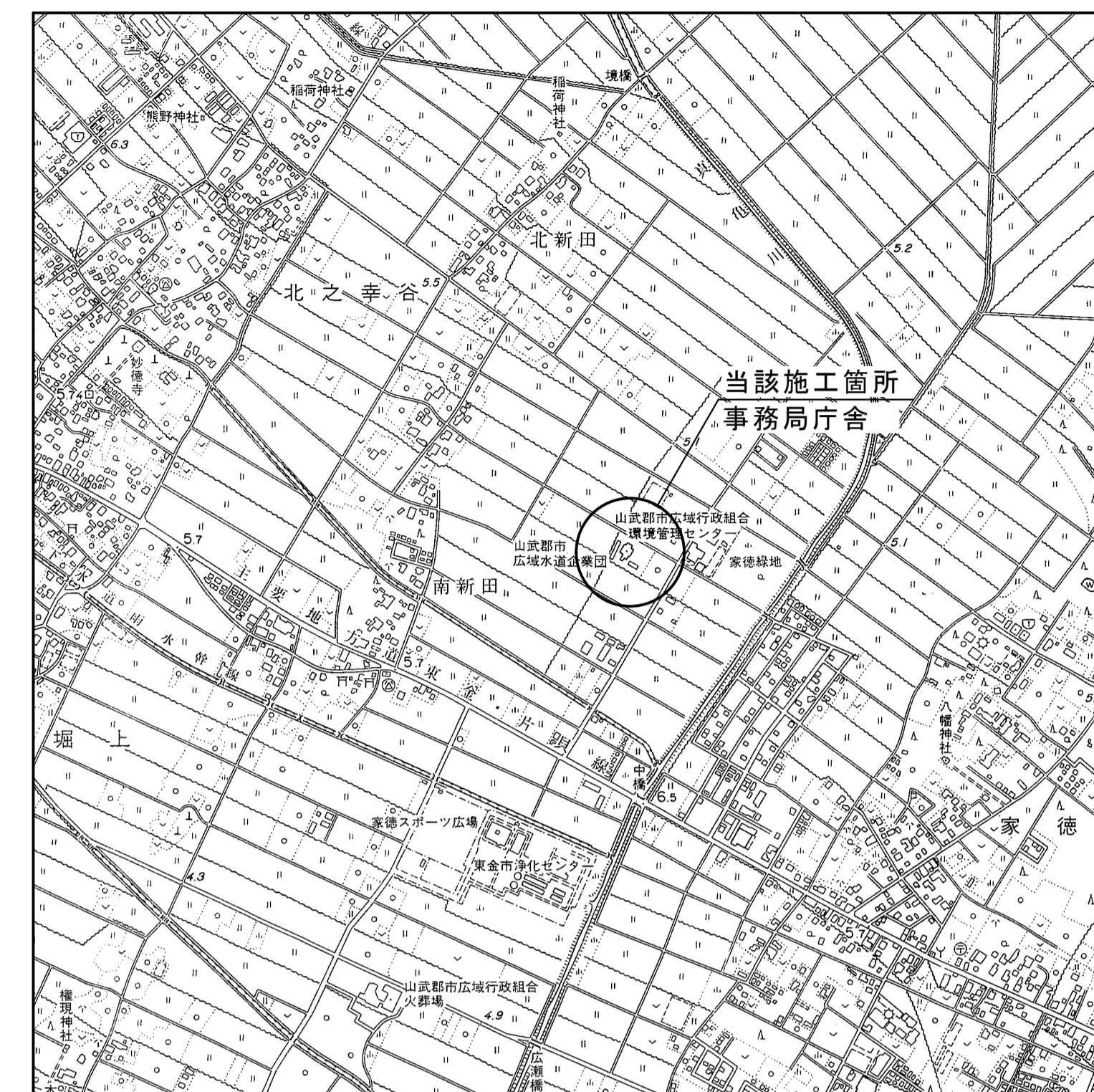
令和 4 年度	工事番号		企業長	局長	次長	課長	補佐	班長	班員	班員	設計主任	浄書校合
工事名	事務局庁舎電気設備更新工事											
事業名	事務局庁舎整備事業					工事場所	東金市家徳 3 6 1 番地 8					
予算科目												
工事費総額												
工事価格												
消費税相当額												
工事概要	<p>本工事は、事務局庁舎建物附属の電気設備が長期使用による老朽化が著しいため、電気事故防止等に配慮した設備に更新するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建物附属電気設備更新工事 : 一式          照明器具・コンセント・火災報知設備・弱電設備          浄化槽附属設備等</p> <p>2 電気配線工事（付帯設備工事及び試運転調整等含む） : 一式</p>											
備考	※電気設備概要 照明器具・コンセント類・火災報知・弱電設備等 : 昭和52年度設置（44年使用） 浄化槽附属設備 : 平成9年度設置（24年使用）											
工事施行方法	請 負	工事期限	令和 5 年 2 月 1 0 日迄									



事務局平面図 S=1:150



案内図 S=1:10,000



＜更新設備内容＞

- ①照明器具更新（蛍光灯→LED灯）  
（庁舎・車庫1・倉庫1）
- ②スイッチ・コンセント類の更新  
（庁舎・車庫1・倉庫1）
- ③火災報知設備及び弱电設備更新  
（庁舎）
- ④電線類更新（電線管は既設流用）  
（庁舎・車庫1・倉庫1・倉庫2）
- ⑤浄化槽用附属設備更新  
（送風機室新設、制御盤・送風機2台等更新）

令和4年度

工事名称	事務局庁舎電気設備更新工事				
図面名称	参考図	図番	1/1		
縮尺	図示	設計年月日	令和4年4月		
企業長	部長	課長	補佐	班長	班員

※注）本図は参考図に付、詳細は打合せによる。

山武郡市広域水道企業団